

5類移行後も当面の間、保健管理室から学内における陽性者へのサポートを継続するため、以下の取扱いとします。

**体調不良（発熱、喉痛、倦怠感）者は、早めに医療機関を受診しましょう。**

各自で保健管理室作成のホームページ（<https://www.htc.nagoya-u.ac.jp/hokenkanri/kenkotebiki/telework/>）をご覧ください。

## 陽性者

### 新型コロナウイルス感染症の陽性者になった方

#### 1. 療養期間

受診した医療機関の指示または抗原検査キット等で陽性となった場合は保健管理室の指示に従ってください。

2. 学内での集団感染発生防止のため、陽性となった場合は行動調査票をダウンロードして記載し、速やかに保健管理室へメール送付いただくようご協力願います。保健管理室から聞き取りさせていただくこともあります。

\* 行動調査様式ダウンロード：<https://nuss.nagoya-u.ac.jp/s/2pGbrGWKcYG6WYG>

\* 保健管理室メールアドレス：[hokekan@t.mail.nagoya-u.ac.jp](mailto:hokekan@t.mail.nagoya-u.ac.jp)

3. 発症日から2日間遡った期間内に感染リスクの高い行動をともした方に対して、「(自分との接触日から)7日間程度は他人に感染させることのないよう会食や車の同乗などの濃厚接触に当たる行為を避け、室内や密集した場所ではできるだけマスクを着用し、気を付けて過ごすとともに、体調に異変を感じたら速やかに検査または医療機関を受診する」旨を連絡してください。

#### 【感染リスクの高い行動の例】

陽性者の発症日から2日間遡った期間内に、

- 一緒に食事をした（お弁当やお菓子を一緒に食べるといったことも含む）。
- 袖すりあうような距離で15分以上一緒にいた。
- 換気の悪い狭い部屋で一定時間（1時間程度）以上過ごした。
- 自動車内で換気なく30分以上過ごした。
- 同居（共通エリアをシェアする寄宿舎などを含む。）

4. 学生：指導教員(いる場合)に連絡。

出席できない（できなかった）授業の授業担当教員に医療機関から指示された期間等を直接連絡する。

※授業担当教員への TACT、電子メール等での連絡は、可能な限り事前に行ってください。

教職員：上司に連絡。病気休暇若しくは年次有給休暇の取得又はテレワークによる就労

## 感染の疑いがある者

- ・ 陽性者の同居家族
- ・ 陽性者（同居家族以外）と食事をした方  
(症状が無い場合は保健管理室への連絡は不要です。)

1. 周囲への感染拡大を避けるために、陽性者との接触日から7日間程度は他人に感染させることのないよう、会食や車の同乗などの濃厚接触に当たる行為を避け、室内や密集した場所ではできるだけマスクを着用し、気を付けて過ごすようにしましょう。
2. 症状が出現した場合は、速やかに検査または医療機関を受診し、陽性であれば、行動調査票をダウンロードして記載し、速やかに保健管理室へメールで送ってください。

※陽性となった場合、左記の陽性者の欄を参照。

令和5年4月28日

構成員 各位

新型コロナウイルス感染症リスク管理対策本部

本部長 杉山 直

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴う本学の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが、令和5年5月8日から5類感染症に移行されます。それに伴う国の方針及び愛知県の対応等を踏まえ、本学においては、5月8日以降、下記のとおり対応しますので、お知らせします。

記

## 1 陽性者について

体調不良（発熱、喉痛、倦怠感）者は医療機関を受診し、陽性となった場合の療養期間は受診した医療機関の指示に、抗原検査キット等で陽性となった場合は保健管理室の指示に従ってください。

また、学内での集団感染発生防止のため、陽性となった場合は行動調査票をダウンロードして記載し、速やかに保健管理室へメール送付いただくようご協力願います。保健管理室から聞き取りさせていただくこともあります。

\* 行動調査様式ダウンロード： <https://nuss.nagoya-u.ac.jp/s/2pGbrGWKcYG6WYG>

\* 保健管理室メールアドレス： [hokekan@htc.nagoya-u.ac.jp](mailto:hokekan@htc.nagoya-u.ac.jp)

### (1) 外出を控えることが推奨される期間

特に発症後5日間が他人に感染させるリスクが高いことから、発症日を0日目（※1）として5日間は外出を控えること（※2）、かつ、5日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快して24時間程度が経過するまでは、外出を控え様子を見ることが推奨されます。症状が重い場合は、医師に相談してください。

（※1）無症状の場合は検体採取日を0日目とします。

（※2）こうした期間にやむを得ず外出する場合でも、症状がないことを確認し、マスク着用等を徹底してください。

### (2) 周りの方への配慮

10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、不織布マスクを着用したり、高齢者等ハイリスク者と接触は控える、会食も控える等、周りの方へうつつさないよう配慮してください。発症後10日を過ぎても咳やくしゃみ等の症状が続いている場合には、マスクの着用など咳エチケットを心がけてください。

### (3) 療養期間中の対応

学生については、指導教員（いる場合）に連絡の上、出席できない（できなかった）授業の授業担当教員に医療機関から指示された期間等を直接連絡してください。

教職員については、新型コロナウイルス感染症に関する就業禁止措置を廃止しますので、自宅療養等で外出を控える必要がある期間は、上司等に連絡の上、病気休暇若しくは年次有給休暇の取得又はテレワークによる就労で対応してください。

※ 詳細は別紙1「新型コロナウイルス感染症5類移行後の対応（2023.5.8～）」参照

## 2 基本的な感染防止対策について

引き続き、「三つの密」の回避、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行を推奨しています（別紙2「感染防止対策ポスター」参照）。

なお、マスクの着用については、従前どおり、屋内、屋外を問わず、個人の主体的な判断が尊重されていますので、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう留意願います。

※ なお本通知に伴い以下については廃止します。

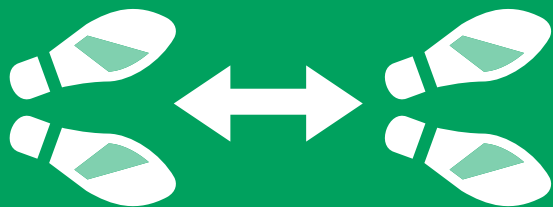
- ・新型コロナウイルス感染症（COVID-19）における名古屋大学の活動指針
- ・これまで発出した新型コロナウイルス感染症リスク管理対策本部長通知
- ・令和5年度春学期に入学予定の外国人留学生の受入れ手続きについて（令和5年2月13日付け教育推進部学生交流課通知）
- ・新型コロナウイルス感染症流行下における大学間交流協定等に基づく留学プログラムの実施について（2023年3月13日付け副総長通知）
- ・「水際対策強化に係る新たな措置に係る大学の対応方針について（令和4年3月14日新型コロナウイルス感染症リスク管理対策本部会議決定（令和4年10月20日最終改正））」
- ・新型コロナウイルス感染症に関する就業禁止措置にかかる手続き等について（通知）（令和2年2月21日付け総務部長通知）
- ・新型コロナウイルス感染症における濃厚接触者、濃厚接触者の疑いがある者等の就労にかかる取扱いについて（通知）（令和2年3月12日付け事務局長通知）
- ・新型コロナウイルス感染症感染防止対策による早出遅出勤務の特例にかかる手続き等について（通知）（令和2年2月26日付け総務部長通知）
- ・「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等における職員の労働義務免除に関する臨時措置について（通知）（令和3年6月16日付け機構長通知）」
- ・事務職員等のテレワーク及び時差出勤の更なる推奨について（令和2年8月3日付け運営局長通知）
- ・事務職員等のテレワーク及び時差出勤の取扱いについて（通知）（令和4年1月19日付け運営局長通知）

令和5年5月8日～

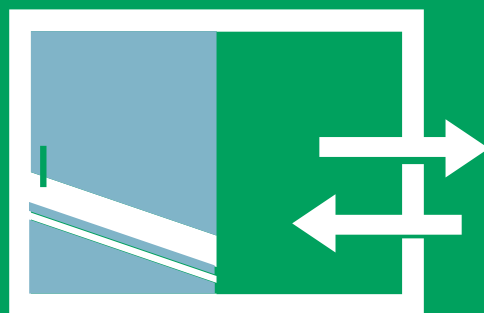
# 感染症予防に有効です!!!



体調が悪いとき（発熱・咳・喉の痛み・だるさ等）は  
来学せず、医療機関に相談・受診しましょう



3密（密集・密接・密閉）を  
避けましょう



居室を換気しましょう



手洗い等の手指衛生を徹底しましょう

## 〇5 類移行に伴う主だった対応

(詳細は別紙「新型コロナウイルス感染症に関する本学における対応移行一覧表」参照)

	～5月7日まで	5月8日から(予定)
相談体制	保健管理室へメール 保健管理室 hohekan@htc.nagoya-u.ac.jp	継続。
報告体制	陽性者 保健管理室へメール 保健管理室 hohekan@htc.nagoya-u.ac.jp	継続。
	濃厚接触者 保健管理室へメール 保健管理室 hohekan@htc.nagoya-u.ac.jp	終了。 ただし、症状が出現した場合は、速やかに検査または医療機関を受診し、陽性であれば、保健管理室に連絡ください。
陽性者の待期間	有症状者は、発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快から24時間経過している場合、8日目から療養解除を可能とする。 無症状者は、検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除を可能とする。加えて、5日目まで無症状で、5日目に検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後(6日目)に療養解除を可能とする。 ただし、原則、有症状者は発症日から10日間、無症状者は検体採取日から7日間を経過するまでは、他人と濃厚接触に当たる行為を避け、検温など自身による健康確認も継続すること。	体調不良(発熱、喉痛、倦怠感)者は医療機関を受診し、陽性となった場合の療養期間は受診した医療機関の指示に、抗原検査キット等で陽性となった場合は保健管理室の指示に従ってください。 また、学内での集団感染発生防止のため、陽性となった場合は行動調査票をダウンロードして記載し、速やかに保健管理室へメール送付いただくようご協力願います。保健管理室から聞き取りさせていただくこともあります。 * 行動調査様式ダウンロード: <a href="https://nuss.nagoya-u.ac.jp/s/2pGbrGWKcYG6WYG">https://nuss.nagoya-u.ac.jp/s/2pGbrGWKcYG6WYG</a> * 保健管理室メールアドレス: hohekan@htc.nagoya-u.ac.jp  (1) 外出を控えることが推奨される期間 特に発症後5日間に他人に感染させるリスクが高いことから、発症日を0日目(※1)として5日間は外出を控えること(※2)、かつ、5日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快して24時間程度が経過するまでは、外出を控え様子を見ることが推奨されます。症状が重い場合は、医師に相談してください。 (※1) 無症状の場合は検体採取日を0日目とします。 (※2) こうした期間にやむを得ず外出する場合でも、症状がないことを確認し、マスク着用等を徹底してください。  (2) 周りの方への配慮 10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、不織布マスクを着用したり、高齢者等ハイリスク者と接触は控える、会食も控える等、周りの方へうつさないよう配慮してください。発症後10日を過ぎても咳やくしゃみ等の症状が続いている場合には、マスクの着用など咳エチケットを心がけてください。
濃厚接触者の待期間	濃厚接触者は、陽性者との最終接触日から5日間(最終接触日を0日としてカウント)自宅待機する。 ただし、2日目と3日目に薬事承認を受けた医療用の抗原検査キットでの結果が何れも抗原陰性が確認できれば自宅待機を解除し登校、通勤を可能とするが、原則、7日目までは、他人と濃厚接触に当たる行為(マスクなし会食、車内で換気なく30分以上過ごすなど)を避け、検温など自身による健康確認も継続すること。	終了。 ただし、保健管理室が個別に聞き取り・指導等を行う場合はその指示による。
陽性者、濃厚接触者の勤務について	陽性者は「就業禁止」とする。 濃厚接触者には「自宅待機命令」、「自宅勤務命令」、「待機命令」を行う。 「就業禁止」等の期間は給与を減額しない。 風邪の症状の場合は出勤自粛要請(年休、病休で対応)を行う。	陽性者、濃厚接触者に対する「就業禁止」、「自宅待機命令」、「自宅勤務命令」、「待機命令」の措置は廃止する。 新型コロナウイルス感染症に関する就業禁止措置を廃止しますので、自宅療養等で外出を控える必要がある期間は、上司等に連絡の上、病気休暇若しくは年次有給休暇の取得又はテレワークによる就労で対応してください。
マスク着用の考え方	「令和5年4月1日以降のマスク着用の考え方について」(令和5年3月7日付け新型コロナウイルス感染症リスク管理対策本部) 1. マスクの着用について 本学としてマスクの着用を求めず、マスクの着用は屋内、屋外を問わず、個人の判断に委ねることとします。 本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるようお願いいたします。 2. マスクの着用が効果的な場面について マスクの着用が効果的な場面について、次のような例を国及び愛知県が示しています。個人で判断する際の参考にしてください。 ・医療機関受診時 ・高齢者等重症化リスクの高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等へ訪問する時 ・通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスに乗車する時 ※概ね全員の着席が可能であるもの(新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等)を除く。 ・症状がある方、新型コロナウイルス感染症の検査で陽性となった方、同居家族に陽性者がいる方は、周囲の方に感染を広げないために、外出を控えてください。	(継続。) 以下国通知に基づく。 ・「令和5年4月1日以降の大学等におけるマスク着用の考え方の見直しと学修者本位の授業の実施等について」(令和5年3月17日付け文部科学省高等教育局高等教育企画課事務連絡) ・「マスク着用の考え方の見直し等について」(令和5年2月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)
早出遅出勤務の特例	公共交通機関による通勤をしている者のうち早出遅出勤務を希望する者については1月単位で早出遅出勤務をできる。	終了。
ワクチン接種にかかる労働義務免除について	新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合、副反応としての発熱等で療養する必要がある期間について労働義務免除(有給)とする。	終了。
テレワーク及び時差出勤の取扱い	本学の活動指針「3. 事務業務」のレベル1において、業務の状況等を勘案した上で、在宅勤務及び時差出勤を推奨。	終了。 ただし、テレワークは働き方改革の実現に向けた取り組みである趣旨から引き続き業務の状況等を勘案し運用。
海外渡航について	外務省海外安全ホームページで公開している感染症危険情報の内容に従う。	令和4年3月14日付け「新型コロナウイルス感染症流行下における海外渡航について」の廃止。
海外からの受入(水際対策)・新規入国者対応	水際対策に係る新たな措置(34)に従う。	水際対策強化に係る新たな措置に係る大学の対応方針について(令和4年3月14日新型コロナウイルス感染症リスク管理対策本部会議決定(令和4年10月20日最終改正))は廃止。

	～5月7日まで	5月8日から(予定)
会食等について	愛知県新型コロナウイルス感染症対策サイトで示されている感染防止対策の内容を遵守してください。	終了。 「基本的な感染対策」(新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について(令和5年1月27日新型コロナウイルス感染症対策本部決定))を徹底。
行事・集会等について	愛知県新型コロナウイルス感染症対策サイトで示されている感染防止対策の内容を遵守してください。	終了。 「基本的な感染対策」(新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について(令和5年1月27日新型コロナウイルス感染症対策本部決定))を徹底。
本学の活動指針	現行	終了。
感染防止対策のお願い	新型インフルエンザ等対策特別措置法(基本的対処方針)・県等要請に基づく学内周知	終了。 ただし感染状況等により今後も適宜呼びかけを実施
新型コロナウイルス感染症リスク管理対策本部	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく要請等への対応等のため必要に応じて本部会議を開催	休止。 必要に応じて本部会議を開催。 (1) 新型コロナウイルス感染症リスク管理対策本部(以下、「本部」という。)は休止。 (2) 本部長名の通知をはじめ、新型コロナウイルス感染症関係の既出の通知は廃止。 (3) 部局長宛て感染者数の学内報告は廃止。 (4) 罹患した教職員、学生への相談やアドバイスなどの役割を果たす必要があるため、保健管理室の体制は継続

	～令和5年3月12日	令和5年3月13日～3月31日	令和5年4月1日～5月7日	令和5年5月8日～																
マスク着用の考え方	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>身体的距離</th> <th>会話あり</th> <th>会話ほとんどなし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋外</td> <td>2メートル以上</td> <td>着用は必要なし (ランニングなど離れて行う運動や密にならない活動の場合)</td> <td>着用は必要なし (徒歩通学・通勤, 人とすれ違う場合)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">屋内</td> <td>2メートル以上</td> <td>着用</td> <td>着用は必要なし</td> </tr> <tr> <td>2メートル未満</td> <td>着用 (授業時等)</td> <td>着用 (授業時, 通学・通勤電車内等)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 熱中症のリスクが高いと判断される場合, マスクの着用は必ずしも求めない。</p> <p><b>【関係通知】</b> 令和4年5月27日付け「マスク着用の考え方について」</p>			身体的距離	会話あり	会話ほとんどなし	屋外	2メートル以上	着用は必要なし (ランニングなど離れて行う運動や密にならない活動の場合)	着用は必要なし (徒歩通学・通勤, 人とすれ違う場合)	屋内	2メートル以上	着用	着用は必要なし	2メートル未満	着用 (授業時等)	着用 (授業時, 通学・通勤電車内等)	<p>1. マスクの着用について 本学としてマスクの着用を求めず, マスクの着用は屋内, 屋外を問わず, 個人の判断に委ねることとします。 本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう, 個人の主体的な判断が尊重されるようお願いいたします。</p> <p>2. マスクの着用が効果的な場面について マスクの着用が効果的な場面について, 次のような例を国及び愛知県が示しています。個人で判断する際の参考にしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関受診時</li> <li>・高齢者等重症化リスクの高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等へ訪問する時</li> <li>・通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスに乗車する時</li> </ul> <p>※概ね全員の着席が可能であるもの（新幹線, 通勤ライナー, 高速バス, 貸切バス等）を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・症状がある方, 新型コロナウイルス感染症の検査で陽性となった方, 同居家族に陽性者がいる方は, 周囲の方に感染を広げないために, 外出を控えてください。</li> </ul> <p><b>【関係通知】</b> 令和5年3月7日付け「令和5年4月1日以降のマスク着用の考え方について」</p>		
	身体的距離	会話あり	会話ほとんどなし																	
屋外	2メートル以上	着用は必要なし (ランニングなど離れて行う運動や密にならない活動の場合)	着用は必要なし (徒歩通学・通勤, 人とすれ違う場合)																	
屋内	2メートル以上	着用	着用は必要なし																	
	2メートル未満	着用 (授業時等)	着用 (授業時, 通学・通勤電車内等)																	

	～令和5年3月12日	令和5年3月13日～3月31日	令和5年4月1日～5月7日	令和5年5月8日～
	<p><b>【文部科学省の対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校におけるマスクの着用の考え方を見直しについては、令和5年4月1日から適用する。</li> <li>令和4年度内における卒業式以外の大学等の教育研究活動については、引き続き適切に対応すること。</li> <li>・令和5年4月1日より前に実施される卒業式については、卒業式の教育的意義を考慮し、児童生徒等はマスクを着用せず出席することを基本とし、大学等についても適切に対応すること。</li> </ul> <p>&lt;基本的な考え方&gt;</p> <p>児童生徒及び教職員については、入退場、式辞・祝辞等、卒業証書授与、送辞・答辞の場面など、式典全体を通じてマスクを外すことを基本とする（国歌・校歌等の斉唱、合唱等は、マスクの着用など一定の感染症対策を講じた上で実施）。</p> <p>来賓や保護者等はマスクを着用するとともに、座席間に触れ合わない程度の距離を確保した上で、参加人数の制限は不要。</p> <p>&lt;参照URL_文部科学省Webサイト&gt;</p> <p><a href="https://www.mext.go.jp/content/20230213-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf">https://www.mext.go.jp/content/20230213-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf</a></p>		<p><b>【文部科学省の対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年4月1日以降の新学期におけるマスクの着用の考え方について、学校における学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とし、大学等についても適切に対応すること。</li> </ul> <p>&lt;参照URL_文部科学省Webサイト&gt;</p> <p><a href="https://www.mext.go.jp/content/20230213-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf">https://www.mext.go.jp/content/20230213-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf</a></p>	



～令和5年3月12日

令和5年3月13日～3月31日

令和5年4月1日～5月7日

令和5年5月8日～

【愛知県の対応】

・屋内においては、他者と身体的距離（2m以上を目安）が確保できないときや他者と距離が確保できるが会話を行うときは、マスクの着用をお願いします。他者との距離が確保できる場合で会話をほとんど行わないときは、マスクの着用は必要ありません。

・屋外においては、他者と身体的距離が確保できない場合で会話を行うときは、マスクの着用をお願いします。他者と距離が確保できないときであっても会話をほとんど行わないときは、マスクの着用は必要ありません。

・高温・多湿などの環境下では、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるため、上記のマスクの着用が必要ない場面では、マスクを外すことを推奨します。

・特に必要がない場面等で、本人の意に反してマスクの着脱を無理強いしないようお願いします。

<参照URL\_愛知県Webサイト>

[https://www.pref.aichi.jp/uploaded/life/449483\\_2043762\\_misc.pdf](https://www.pref.aichi.jp/uploaded/life/449483_2043762_misc.pdf)

【愛知県の対応】



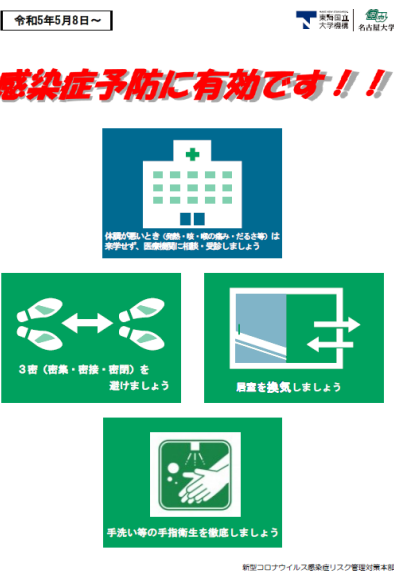
- ・マスク着用は個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることを基本とする。
- ・症状がある場合等で通院等やむを得ず外出する場合は、人混みは避け、マスクを着用する。
- ・感染防止対策としてマスクの着用が効果的な場面では着用を推奨する。

マスクの着用が効果的な場面

医療機関	医療機関受診時・訪問時、従事者については勤務中
高齢者施設 障害福祉サービス事業所 （重症化リスクの高い方が多く利用している施設）	高齢者施設等の訪問時、従事者については勤務中
公共交通機関	混雑した電車やバスに乗車する時

<参照URL\_愛知県Webサイト>

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/masukutyakuyou-minaoshi.html>

	～令和5年3月12日	令和5年3月13日～3月31日	令和5年4月1日～5月7日	令和5年5月8日～
感染防止対策ポスター	 <p>【関係通知】 令和4年6月7日付け「感染防止対策の徹底について」</p>	 <p>【関係通知】 令和5年3月14日付け「感染防止対策ポスターの改訂について」</p>	 <p>※資料「感染防止対策ポスター（日）20230508～」</p>	
本学の活動指針	現行から変更なし。	<p>「警戒カテゴリー」について、「B（高度警戒）」から「A（要注意）」に変更。</p> <p>※「具体的な活動指針」のレベルについては変更なし。</p>	<p>「1.教育」について、既に令和5年1月16日付け「2023年度の授業実施に関する方針について」の内容にあわせ文言修正。</p>	本学の活動指針の取り下げ

	～令和5年3月12日	令和5年3月13日～3月31日	令和5年4月1日～5月7日	令和5年5月8日～
陽性者の待機期間	<p>有症状者は、発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快から24時間経過している場合、8日目から療養解除を可能とする。</p> <p>無症状者は、検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除を可能とする。加えて、5日目まで無症状で、5日目に検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後（6日目）に療養解除を可能とする。</p> <p>ただし、原則、有症状者は発症日から10日間、無症状者は検体採取日から7日間が経過するまでは、他人と濃厚接触に当たる行為を避け、検温など自身による健康確認も継続すること。</p> <p><b>【関係通知】</b></p> <p>令和4年9月13日付け「新型コロナウイルス感染拡大状況下における本学の対応について（通知）」</p> <p>本学Webサイト「陽性判定を受けた場合、濃厚接触者となった場合の対応」</p>			<p>体調不良（発熱、喉痛、倦怠感）者は医療機関を受診し、陽性となった場合の療養期間は受診した医療機関の指示に、抗原検査キット等で陽性となった場合は保健管理室の指示に従ってください。</p> <p>また、学内での集団感染発生防止のため、陽性となった場合は行動調査票をダウンロードして記載し、速やかに保健管理室へメール送付いただくようご協力願います。保健管理室から聞き取りさせていただくこともあります。</p> <p>* 行動調査様式ダウンロード：  <a href="https://nuss.nagoya-u.ac.jp/s/2pGbrGWKcYG6WYG">https://nuss.nagoya-u.ac.jp/s/2pGbrGWKcYG6WYG</a></p> <p>* 保健管理室メールアドレス：  hokekan@htc.nagoya-u.ac.jp</p> <p>(1) 外出を控えることが推奨される期間</p> <p>特に発症後5日間が他人に感染させるリスクが高いことから、発症日を0日目（※1）として5日間は外出を控えること（※2）、かつ、5日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快して24時間程度が経過するまでは、外出を控え様子を見ることが推奨されます。症状が重い場合は、医師に相談してください。</p> <p>（※1）無症状の場合は検体採取日を0日目とします。</p> <p>（※2）こうした期間にやむを得ず外出する場合でも、症状がないことを確認し、マスク着用等を徹底してください。</p> <p>(2) 周りの方への配慮</p> <p>10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、不織布マスクを着用したり、高齢者等ハイリスク者と接触は控える、会食も控える等、周りの方へうつつさないよう配慮してください。発症後10日を過ぎても咳やくしゃみ等の症状が続いている場合には、マスクの着用など咳エチケットを心がけてください。</p>

～令和5年3月12日

令和5年3月13日～3月31日

令和5年4月1日～5月7日

令和5年5月8日～

【愛知県の対応】

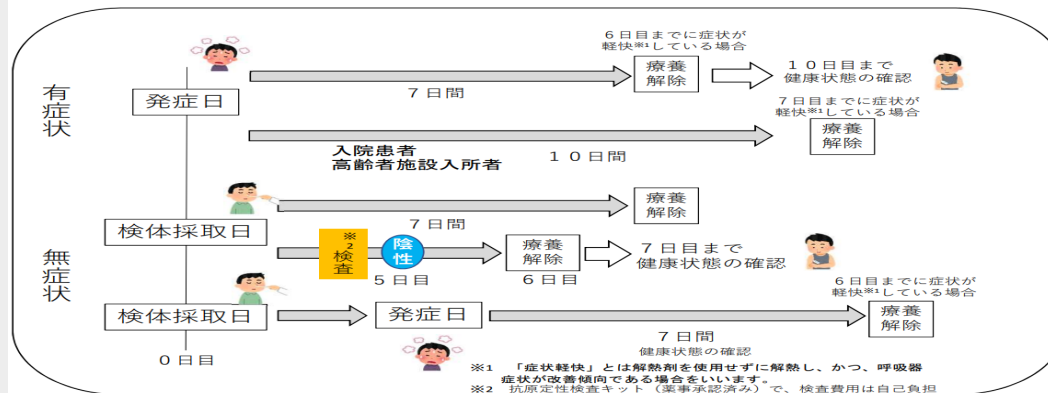
医療機関等で新型コロナウイルス陽性と診断された方については、発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合、療養解除となる。症状のない方については、検体採取日から7日間経過した場合、療養解除となる。なお、5日目の検査で陰性を確認した場合には、その翌日から療養解除となる。

ただし、初め症状がなく途中で発症した場合、発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合、療養解除となる。

なお、療養解除のための検査は無症状者5日目の検査以外に不要。

また、有症状者は発症日から10日間、無症状者は検体採取日から7日間経過するまでは療養解除後も感染リスクが残るため、検温など健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、会食等を避けること、マスクの着用等自主的な感染予防行動の徹底を行うこと。

・新型コロナウイルス感染者の療養期間



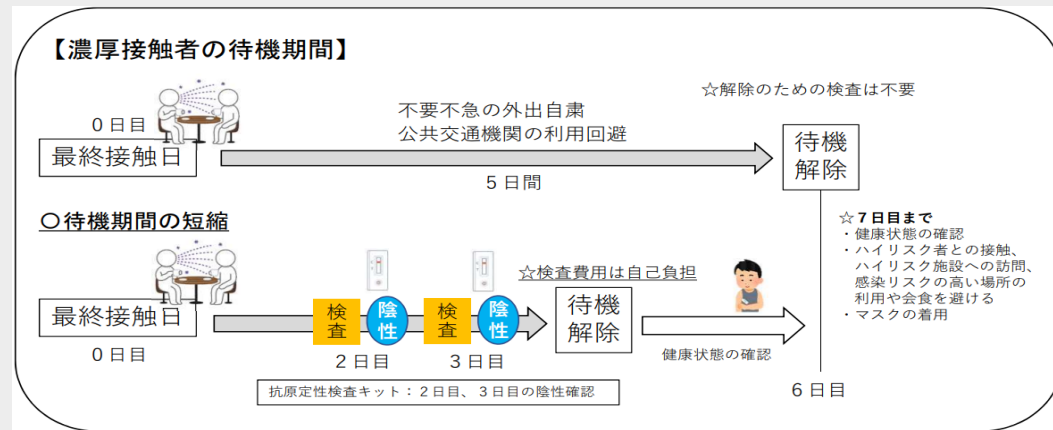
<参照URL\_愛知県Webサイト>

<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/431507.pdf>

【政府の対応】

待機要請なし。

	～令和5年3月12日	令和5年3月13日～3月31日	令和5年4月1日～5月7日	令和5年5月8日～
濃厚接触者の待機期間	<p>濃厚接触者は、陽性者との最終接触日から5日間（最終接触日を0日としてカウント）自宅待機する。</p> <p>ただし、2日目と3日目に薬事承認を受けた医療用の抗原検査キットでの結果が何れも抗原陰性が確認できれば自宅待機を解除し登校、通勤を可能とするが、原則、7日目までは、他人と濃厚接触に当たる行為（マスクなし会食、車内で換気なく30分以上過ごすなど）を避け、検温など自身による健康確認も継続すること。</p> <p><b>【関係通知】</b></p> <p>令和4年7月25日付け「新型コロナウイルス感染拡大状況下における本学の対応について（通知）」</p> <p>本学Webサイト「陽性判定を受けた場合、濃厚接触者となった場合の対応」</p>			<p>待機要請なし。</p> <p>※報告があった陽性者を通して、保健管理室の注意喚起メール（マスク着用、会食を控えること、体調が優れない場合は無理せず休むこと等を推奨するメール）は実施。</p> <p>※資料「新型コロナウイルス感染症5類移行後の対応_20230508～」</p>
	<p><b>【愛知県の対応】</b></p> <p>濃厚接触者の方の待機期間は、感染者と接触した最終日の翌日から5日間となる。</p> <p>ただし、社会機能維持者であるか否かに関わらず、検査で陰性が確認された場合は、待機期間を短縮することができる。</p> <p>なお、感染者と接触した最終日から7日間を経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を行うこと。</p>			<p><b>【政府の対応】</b></p> <p>待機要請なし。</p>



<参照URL\_愛知県Webサイト>

<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/431526.pdf>

	～令和5年3月12日	令和5年3月13日～3月31日	令和5年4月1日～5月7日	令和5年5月8日～
陽性者、濃厚接触者の勤務について	<p>陽性者は「就業禁止」とする。 濃厚接触者には「自宅待機命令」、「自宅勤務命令」、「待機命令」を行う。 「就業禁止」等の期間は給与を減額しない。 風邪の症状の場合は出勤自粛要請（年休、病休で対応）を行う。</p> <p><b>【関係通知】</b> 令和2年2月21日付け「新型コロナウイルス感染症に関する就業禁止措置にかかる手続き等について（通知）」 令和2年3月12日付け「新型コロナウイルス感染症における濃厚接触者、濃厚接触者の疑いがある者等の就労にかかる取扱いについて（通知）」</p>			<p>陽性者、濃厚接触者に対する「就業禁止」、「自宅待機命令」、「自宅勤務命令」、「待機命令」の措置は廃止する。 新型コロナウイルス感染症に関する就業禁止措置を廃止しますので、自宅療養等で外出を控える必要がある期間は、上司等に連絡の上、病気休暇若しくは年次有給休暇の取得又はテレワークによる就労で対応してください。</p> <p>早出遅出の特例、ワクチン接種に係る労働義務免除、テレワーク及び時差出勤の取扱いについても廃止する。 ただし、テレワークは働き方改革の実現に向けた取り組みである趣旨から引き続き業務の状況等を勘案し運用する。</p>
早出遅出勤務の特例	<p>公共交通機関による通勤をしている者のうち早出遅出勤務を希望する者については1月単位で早出遅出勤務をできる。</p> <p><b>【関係通知】</b> 令和2年2月26日付け「新型コロナウイルス感染症感染防止対策による早出遅出勤務の特例にかかる手続き等について（通知）」</p>			
ワクチン接種にかかる労働義務免除について	<p>新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合、副反応としての発熱等で療養する必要がある期間について労働義務免除（有給）とする。</p> <p><b>【関係通知】</b> 令和3年6月16日付「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等における職員の労働義務免除に関する臨時措置について（通知）」</p>			
テレワーク及び時差出勤の取扱い	<p>本学の活動指針「3.事務業務」のレベル1において、業務の状況等を勘案した上で、在宅勤務及び時差出勤を推奨。</p> <p><b>【関係通知】</b> 令和4年1月19日付け「事務職員等のテレワーク及び時差出勤の取扱いについて（通知）」 令和2年8月3日付け「事務職員等のテレワーク及び時差出勤の更なる推奨について」</p>			
	<p><b>【愛知県の対応】</b> ・事業者は、接触機会の低減に向け、休暇取得の促進やテレワーク、ローテーション勤務の推進をお願いします。また、テレワークの活用等による出勤者数削減の実施状況を自ら積極的に公表し、取組を推進するようお願いいたします。 ・時差出勤、週休や昼食時間の分散化など、通勤・在勤時の「三つの密」を防ぐ取組の徹底をお願いします。 &lt;参照URL_愛知県Webサイト&gt; <a href="https://www.pref.aichi.jp/uploaded/life/449483_2043868_misc.pdf">https://www.pref.aichi.jp/uploaded/life/449483_2043868_misc.pdf</a></p>			<p><b>【愛知県の対応】</b> ・ -</p>

	～令和5年3月12日	令和5年3月13日～3月31日	令和5年4月1日～5月7日	令和5年5月8日～
行動調査チームによる 行動調査	実施。			休止。
保健管理室による陽性者、 濃厚接触者等へのフォロー	実施 ※報告があった陽性者への指示，陽性者を通して保健管理室の注意喚起メール（マスク着用，会食を控えること，体調が優れない場合は無理せず休むこと等を指示するメール）によるフォロー。			実施 ※報告があった陽性者へのアドバイス，陽性者を通して保健管理室の注意喚起メール（マスク着用，会食を控えること，体調が優れない場合は無理せず休むこと等を推奨するメール）によるフォロー。
学内感染者数の報告， 学内通知	実施 ※運営会議内において1週間分の感染者数をグラフを用いて報告。 ※毎週月曜日（祝日の場合は火曜日）に1週間分の感染者数を学内通知，Webサイトに掲載。			休止。
新型コロナウイルス感染症 リスク管理対策本部	不定期開催（令和4年度はメール会議や運営会議内で各通知の決定や学内感染者数の報告等を実施）。			休止。 ※corona@adm.nagoya-u.ac.jp のメールアドレスは停止。
	<b>【政府の対応】</b> 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき，新型コロナウイルス感染症対策本部を設置。 <参照URL_首相官邸Webサイト> <a href="https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/konkyo.pdf">https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/konkyo.pdf</a>			<b>【政府の対応】</b> 新型コロナウイルス感染症対策本部を廃止予定。 感染状況の変化や新たな変異株の発生等，必要に応じて新型インフルエンザ等対策閣僚会議を開催。 <参照URL_首相官邸Webサイト> <a href="https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r2_050127.pdf">https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r2_050127.pdf</a>
	<b>【愛知県の対応】</b> 新型コロナウイルス感染症に読み替える愛知県新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき，愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部を設置。 <参照URL_愛知県Webサイト> <a href="https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/391404.pdf">https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/391404.pdf</a>			<b>【愛知県の対応】</b> 特措法第 25 条の規定に基づく愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部は廃止。県要綱に基づき設置し必要に応じて本部会議を開催。 <参照URL_首相官邸Webサイト> <a href="https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r2_050127.pdf">https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r2_050127.pdf</a>

	～令和5年3月12日	令和5年3月13日～3月31日	令和5年4月1日～5月7日	令和5年5月8日～
海外渡航について	<p>外務省海外安全ホームページで公開している感染症危険情報の内容に従う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・レベル2「不要不急の渡航は止めてください。」 →渡航の可否は引き続き部局等の長が判断する。</li> <li>・レベル3「渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」 →原則としてこの勧告に従う。ただし、以下の(1)(2)、いずれかの場合は、部局等の長の判断により渡航を承認することができる。部局等の長は渡航を承認した場合は、新型コロナウイルス感染症リスク管理対策本部(corona@adm.nagoya-u.ac.jp)宛に、渡航を承認した理由を報告する。</li> </ul> <p>(1) 日本国政府又は相手国政府からの要請等に基づく渡航であること</p> <p>(2) 次の要件をいずれも満たしていること</p> <p>(ア) 渡航時期の変更あるいはリモート等の他の代替手段による対応が不可能であること</p> <p>(イ) 渡航しないことにより渡航予定者に重大な不利益(学生は以下の①又は②, 教職員は以下の③)を生じさせること。ただし、渡航予定者本人が十分に渡航のリスクを認識した上で、なお渡航を希望している場合に限る。</p> <p>① 学位の取得機会の逸失(研究計画の変更が不可能な場合に限る)</p> <p>② 在学期間中の留学機会の逸失(大学間学術交流協定等又はそれと同等と部局等の長が認める留学、及び「トビタテ!留学JAPAN」に基づく場合に限る)</p> <p>③ 回復困難な研究機会の逸失(研究を実施する上で、相当な理由・状況により真に必要と部局等の長が認める場合に限る)</p> <p>(ウ) 渡航にあたり安全確保(新型コロナワクチン接種が済んでいる、受入機関等で感染防止対策が講じられている、当該感染症について滞在地域の医療体制が十分である等)が書面等で確認できること</p> <p>【関係通知】 令和4年3月14日付け「新型コロナウイルス感染症流行下における海外渡航について」</p>			<p>令和4年3月14日付け「新型コロナウイルス感染症流行下における海外渡航について」の廃止。</p>

【政府の対応】

	アジア・大洋州	北中南米	欧州	中東	アフリカ
レベル5 厳禁してはならない(渡航は止めない) (渡航中止勧告)			対象国・地域なし		
レベル3 厳禁してはならない(渡航は止めない) (渡航中止勧告)			対象国・地域なし		
レベル2 不要不急の渡航は止めてください。			対象国・地域なし		
レベル1 十分注意してはならない			全世界 (新型コロナウイルス、サル痘)		

感染症危険レベル

- レベル1 十分注意してください。
- レベル2 不要不急の渡航は止めてください。
- レベル3 渡航は止めてください。(渡航中止勧告)
- レベル4 退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)

<参照URL\_外務省Webサイト>

<https://www.anzen.mofa.go.jp/riskmap/>



～令和5年3月12日

令和5年3月13日～3月31日

令和5年4月1日～5月7日

令和5年5月8日～

海外からの受入（水際対策）・新規入国者対応

令和4年10月20日の新型コロナウイルス感染症リスク管理対策本部会議にて承認された「水際対策強化にかかる新たな措置にかかる大学の対応方針」を適用（右図をクリックするとダウンロードできます。）

令和4年10月11日より適用の「水際対策に係る新たな措置(34)」が現在も継続。

令和4年3月14日  
(令和4年5月30日改定、令和4年6月1日適用)  
(令和4年10月20日改定)  
新型コロナウイルス感染症リスク管理対策本部会議

**水際対策強化に係る新たな措置に係る大学の対応方針について**

令和4年10月11日から、「水際対策に係る新たな措置(34)」(以下「国の水際対策」という。)に基づき、外国人の新規入国に伴う受入責任者による入国者健康確認システム(EPRS)への事前申請並びに入国時検査及び入国後待機等が不要となるとともに、1日当たりの入国者総数の上限が撤廃されることとなった。

国内及び学内において新型コロナウイルス感染症の感染者数が減少傾向にあるが、未だ完全に収束していない現状に鑑み、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大防止に配慮しつつ、国際的な往來を継続させるため、本学関係者(本学の教職員、学生以外に、本学で業務を遂行する他機関等の関係者を含む)で、新規渡日、及び帰国者、再入国者に対する本学の対応方針を下記のとおり見直すこととした。

なお、国の水際対策の変更に応じ、本方針は、その都度見直すものとする。

記

**1 外国人の新規入国申請について**

外国人の新規入国について、国の水際対策の変更を踏まえ、本学による入国者健康確認システム(EPRS《エルフス》)における事前申請の対応は不要とする。また、外国人の受け入れに当たっては、短期滞在の在留資格で入国しようとする場合、査証免除措置の適用が再開されたため、入国前の査証取得が不要となる場合があるので事前に確認すること。

**2 入国後の自宅等での待機期間について**

入国者(帰国者及び再入国者を含む。以下同じ。)の待機期間は、国の水際対策の変更に基づき、原則として不要とする。

ただし、全ての入国者は、日本入国時の検査にて、世界保健機関(WHO)の緊急使用リストに掲載されているワクチン接種証明書(3回)又は出国前72時間以内に受けた検査の陰性証明書及び質問票を提出する。これら証明書を保持しない場合は、日本への帰業が認められない場合があるので注意すること。

有効なワクチン 接種証明書	陰性証明書 (出国前)	質問票	入国時検査	入国後の 待機期間
あり	不要	必要	なし	なし
なし	必要			

**3 入国後の健康管理について**

学内における感染拡大防止のため、全ての入国者は入国後(翌日から)7日間を経過するまで、次の点に留意する。

(1) 入国者は、毎日、各自で検温、発熱や呼吸器症状、倦怠感等を含む新型コロナウイルス感染症の症状の有無を確認し、所定の様式等に記録する。

水際対策強化に係る新たな措置に係る大学の対応方針について(令和4年3月14日新型コロナウイルス感染症リスク管理対策本部会議決定(令和4年10月20日最終改正))は廃止。

ただし、引き続き入国手続オンラインサービスVisit Japan Webが運用される見込みであること、新たな感染症流入を平時においても監視するための「感染症ベノムサーベイランス(仮称)」が開始されることを鑑み、入国及び外国人の受入に当たっては、引き続き、政府等が公表する関連情報に留意すること。

【政府の対応】

水際対策は終了予定である一方、新たな感染症流入を平時においても監視するための「感染症ベノムサーベイランス(仮称)」が開始される。(令和5年4月3日発表)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001083360.pdf>

	～令和5年3月12日	令和5年3月13日～3月31日	令和5年4月1日～5月7日	令和5年5月8日～
会食等について	<p>愛知県新型コロナウイルス感染症対策サイトで示されている感染防止対策の内容を遵守してください。</p> <p>※詳細ページ（愛知県新型コロナウイルス感染症対策サイト）</p> <p><a href="https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/covid19-aichi.html">https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/covid19-aichi.html</a></p>			<p>「基本的な感染対策」（新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について（令和5年1月27日新型コロナウイルス感染症対策本部決定））を徹底。</p>
	<p><b>【愛知県の対応】</b></p> <p>・会食・飲食する際は、飲食する時だけマスクを外し、会話の際には「マスク会食」を徹底。</p> <p>&lt;参照URL_愛知県Webサイト&gt;</p> <p><a href="https://www.pref.aichi.jp/uploaded/life/449483_2043762_misc.pdf">https://www.pref.aichi.jp/uploaded/life/449483_2043762_misc.pdf</a></p>	<p><b>【愛知県の対応】</b></p> <p>・記載なし。</p> <p>&lt;参照URL_愛知県Webサイト&gt;</p> <p><a href="https://www.pref.aichi.jp/uploaded/life/449483_2043868_misc.pdf">https://www.pref.aichi.jp/uploaded/life/449483_2043868_misc.pdf</a></p>	<p><b>【愛知県の対応】</b></p> <p>・ -</p>	
行事・集会等について	<p>愛知県新型コロナウイルス感染症対策サイトで示されている感染防止対策の内容を遵守してください。</p> <p>※詳細ページ（愛知県新型コロナウイルス感染症対策サイト）</p> <p><a href="https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/covid19-aichi.html">https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/covid19-aichi.html</a></p>			<p>「基本的な感染対策」（新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について（令和5年1月27日新型コロナウイルス感染症対策本部決定））を徹底。</p>

	～令和5年3月12日	令和5年3月13日～3月31日	令和5年4月1日～5月7日	令和5年5月8日～
	<p><b>【愛知県の対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染防止安全計画策定イベント 収容率100%かつ人数上限収容定員まで</li> <li>・その他のイベント 収容率100%かつ人数上限5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方</li> <li>・事業者は適切な感染防止対策, イベント前後の「三つの密」回避の方策を徹底</li> <li>・参加者は人との適切な距離確保, 場面に応じたマスクの着用等, 感染防止対策を徹底</li> </ul> <p>&lt;参照URL_愛知県Webサイト&gt;  <a href="https://www.pref.aichi.jp/uploaded/life/449483_2043762_misc.pdf">https://www.pref.aichi.jp/uploaded/life/449483_2043762_misc.pdf</a></p>	<p><b>【愛知県の対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染防止安全計画策定イベント 収容率100%かつ人数上限収容定員まで</li> <li>・その他のイベント 収容率100%かつ人数上限5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方</li> <li>・事業者は適切な感染防止対策, イベント前後の「三つの密」回避の方策を徹底</li> <li>・参加者は人との適切な距離確保等, 感染防止対策を徹底</li> </ul> <p>&lt;参照URL_愛知県Webサイト&gt;  <a href="https://www.pref.aichi.jp/uploaded/life/449483_2043868_misc.pdf">https://www.pref.aichi.jp/uploaded/life/449483_2043868_misc.pdf</a></p>		<p><b>【愛知県の対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ -</li> </ul>